

マージン率等に係る情報提供

株式会社エスコ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和5年1月～令和5年5月))

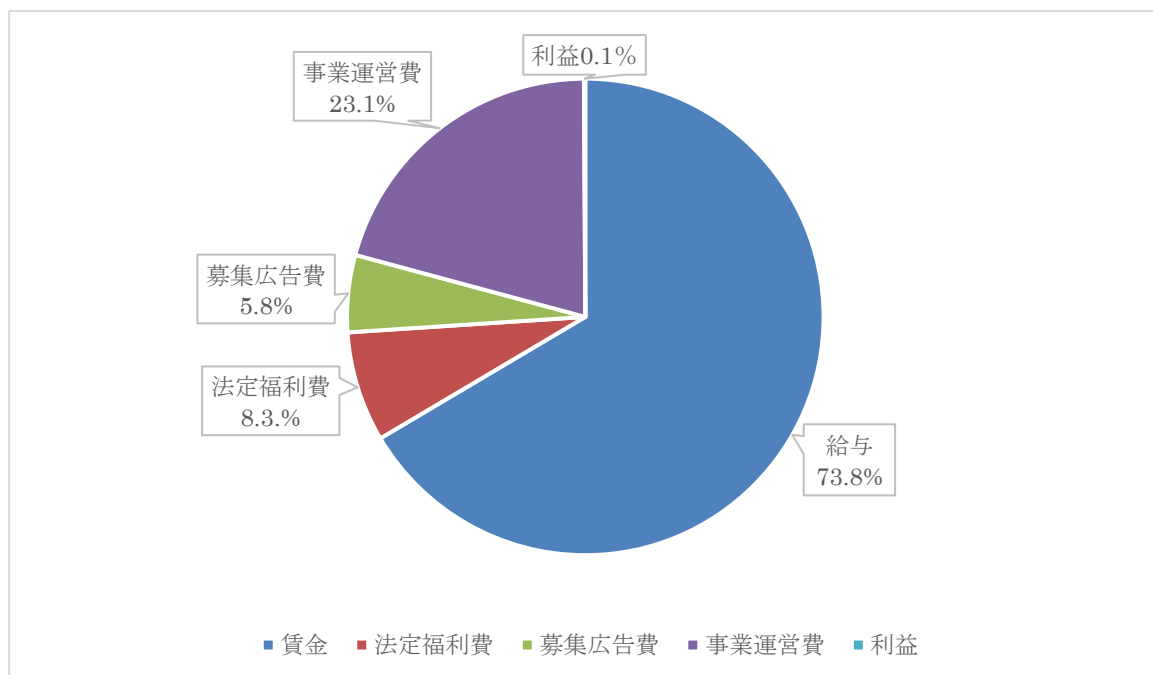
記

- | | |
|---|---------|
| 1 令和5年6月1日付け派遣労働者数 | 2人 |
| 2 令和4年度 派遣先事業所数(実数) | 2事業所 |
| 3 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)) | 17,000円 |
| 4 平成令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)) | 12,550円 |
| 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | 25.2% |

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳



●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

＜キャリアアップに資する教育訓練＞

訓練種別	対象となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	実施主体	賃金支給 有給・無給
入社前研修	雇入時	OFF-JT	無償	派遣元	有給
虐待防止研修	雇入時	OFF-JT	無償	派遣元	無給
介護基礎研修	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給
介護技術研修	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給
リーダーシップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給

キャリアコンサルティングに関する相談窓口

人材事業部 0120-094-398

●福利厚生に関する事項

福利厚生など

社会保険（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）、年次有給休暇、定期健康診断
産前産後休暇、育児・介護休業（取得実績有）、インフルエンザ予防接種補助、eラーニング、
資格取得支援制度、給与前払

●労働者派遣法30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定 : 締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期 : 令和6年3月31日

株式会社エスコ

許可番号：派13-316440

問合せ：Tel:03-4213-8021

Mail：Info_jinzai@esco-co.jp